

芸術文化観光専門職大学 教務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教務に関する企画立案、実施及び評価を行うために設置する教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教務についての方針に関する事項
- (2) 開講科目に関する事項
- (3) 授業時間割に関する事項
- (4) 非常勤講師に関する事項
- (5) 修学指導に関する事項
 - ① 授業に関する事項
 - ② 定期試験に関する事項
 - ③ 学生の履修と成績に関する事項
 - ④ 学生の在籍に関する事項
 - ⑤ 卒業判定に関する事項
 - ⑥ その他学生の修学指導に関する事項
- (6) 実習に関する事項
- (7) 科目等履修生に関する事項
- (8) その他、授業及び教務事務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教務部長をもって充てる。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教育企画部教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。